

第六十五回国会 衆議院 地方行政委員会 議 録 第二十八号

昭和四十六年五月十四日(金曜日)

午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 菅 太郎君

理事 塩川正十郎君

理事 古屋 亨君

理事 小濱 新次君

岡崎 英城君

國場 幸昌君

中村 弘海君

永山 忠則君

村田敬次郎君

山口 敏夫君

綿貫 民輔君

華山 親義君

桑名 義治君

門司 亮君

出席國務大臣

自治 大臣 秋田 大助君

出席政府委員

自治省行政局長 宮澤 弘君

自治省行政局長 山本 明君

事務部長 山本 明君

委員外の出席者

地方行政委員会 調査室長 日原 正雄君

委員の異動

五月十四日

辞任

野呂 恭一君

山本 幸一君

同日

辞任

山口 敏夫君

補欠選任

野呂 恭一君

補欠選任

山口 敏夫君

五月十三日

特別区の自治権拡充に関する請願(小林政子君紹介)(第五四三九号)

個人県民税の徴収取扱費に関する請願(林百郎君紹介)(第五四四〇号)

道路交通法改正に関する請願(井岡大治君紹介)(第五五七一号)

同(金丸徳重君紹介)(第五五七二号)

同(齊藤正男君紹介)(第五五七三号)

同(山口鶴男君紹介)(第五五七四号)

同(山口鶴男君紹介)(第五五七四号)

同(山口鶴男君紹介)(第五五七四号)

同(山口鶴男君紹介)(第五五七四号)

同(山口鶴男君紹介)(第五五七四号)

同(山口鶴男君紹介)(第五五七四号)

同(山口鶴男君紹介)(第五五七四号)

同(山口鶴男君紹介)(第五五七四号)

同(山口鶴男君紹介)(第五五七四号)

同(山口鶴男君紹介)(第五五七四号)

同(山口鶴男君紹介)(第五五七四号)

同(山口鶴男君紹介)(第五五七四号)

同(山口鶴男君紹介)(第五五七四号)

同(山口鶴男君紹介)(第五五七四号)

同(山口鶴男君紹介)(第五五七四号)

同(山口鶴男君紹介)(第五五七四号)

同(山口鶴男君紹介)(第五五七四号)

同(山口鶴男君紹介)(第五五七四号)

同(山口鶴男君紹介)(第五五七四号)

同(山口鶴男君紹介)(第五五七四号)

同(山口鶴男君紹介)(第五五七四号)

同(山口鶴男君紹介)(第五五七四号)

同(山口鶴男君紹介)(第五五七四号)

同(山口鶴男君紹介)(第五五七四号)

同(山口鶴男君紹介)(第五五七四号)

同(山口鶴男君紹介)(第五五七四号)

同(山口鶴男君紹介)(第五五七四号)

同(山口鶴男君紹介)(第五五七四号)

同(山口鶴男君紹介)(第五五七四号)

地方公務員等共済組合法の年金の改正等に関する法律等の一部を改正する法律案及び華山親義君外六名提出にかかる地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案の両案を一括して議題とし、質疑を行ないます。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。山本弥之助君。

○山本(弥)委員 すでに他の委員から十分質問をいたしておりますので、重複する点もあり、また確認の意味をもちましてお尋ねしたいと思っております。

第一点は、市町村職員共済組合の短期給付の財源率の問題であります。これはすでに山口委員からも御質問申し上げたのであります。掛金金が一部の都市、ことに北海道、東北あるいは北陸、四国、九州というふうに、相当高率に相なっております。高率に相なっておりますが、自治省のほうで、何か高率になっております原因、理由といったようなものを御調査に相なっておりますわけです。

○山本(明)政府委員 的確にそれぞれご質問を調査いたしました。昨日も申し上げましたように、給与額としては、昨日も申し上げましたように、給与額それ自体が低いというところが、高率になっておる地方に大体入っております。ところが、自然条件が健康な面から見てどうして悪条件であるか、こういうところが高率になっておるのではないだろうかという概観をわれわれとしては持つておるわけです。

○山本(弥)委員 いただいたお話の、こういう地域はいわば給与水準が低いというお話と、地理的な環境条件、こういうお話とありますが、私もその点はそうだろうと思っております。

もう一つ加えて、最近私どもの岩手県の例をとりました。御承知のとおり、こういう非常

に生活水準の低い地域におきましては、健康ということが地域住民の生活の重要な問題であります。かつては国民健康保険の実施ということに熱を入れ、さらにはこれに伴う医療機関といひますか、直診制度というものを整備いたしました。直診にかかるとは十割給付というふうなことで、医療の確保の問題、健康管理の問題については全力を尽くしたわけなんです。それが皆保険の結果、逐次——開業医のほうからの問題もあつたでしょうし、あるいは多少生活にゆとりのある方々がよりよい医療を求めて地域から出ていく、診療を受けにくくなるということもあろうかと思つたので、そういう関係で直診が後退する。直診の場合のみ十割給付ということは後退せざるを得なくなるといふ関係もあると思つております。そういうことで、直診の経費が国民健康保険と同じように赤字になってきたというところで、私は医療の問題が、無医地区その他の関係で、病気の前の治療というものが、僻地の町村におきましては、他の中心都市に出ていかなければいけないということにも関係があると思つております。それからいま公務員部長のお話になりました給与水準の問題ですね。これが低いというお話は、私はやはり重要な問題だと思つております。これはほかの問題すべてにあてはまるわけです。そういうふうな医療の問題に力点を入れますとともに、国保で乳児医療の十割給付あるいは老人の十割給付に近いところに努力をするという配慮がどうして国保なりあるいは地域の税負担にはね返ってくる。したがって、いつまでも固定資産税におきましても住民税におきましても、超過課税ということが長く続いております。本年は大部分解消することになりましようが、これは自治省の配慮によってそういうことになっておる。そうなりますと、短期給付の負担は、こういうところは高いということ、二重

本日の会議に付した案件

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第七二二号)

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(華山親義君外六名提出、衆法第二二二号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇三三号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇三三号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇三三号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇三三号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇三三号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇三三号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇三三号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇三三号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇三三号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇三三号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇三三号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇三三号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇三三号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇三三号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇三三号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇三三号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇三三号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇三三号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇三三号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇三三号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇三三号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇三三号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇三三号)

地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇三三号)

た数字が出ますならば、給与につきましましてはなるべく近い時期におきまます資料を使うべきだろうと私は考えております。

それから六割につきましても、共済独自になりました場合に六割がいいのか七割がいいのか、その辺のところはもう少し実態をつかまえて検討をしてみたいということで、現在のところは鋭意検討を進めておる段階でございます。

○山本(明)政府委員 いろいろの配慮いたしますと、ただいま年金給付の算定基礎というのは、退職前三か年の給料の平均をとっておるわけなんです。これなども、勲褒退職その他の関係も、そういうときに給与のアップをするというようにもありません。あるいは退職金の算定を有利にするということもありません。けれども、そういう場合に期待するものが、アップがあればそれが年金にいい影響を与えるということの期待なんです。それが過去三年間ということであれば、スライド制をとるにいたしましたも逐次現職の公務員とおくれているというところはやむを得ないわけですから、やむを得ないとしても、それだけ不利になるわけですから、退職時の給料というものを基準にいたしましたしてできるだけスライド制が退職者に有効に働く、そういう配慮をすべきだと思っております。この点はいろいろうらふうらにお考えになりますか。

○山本(明)政府委員 退職時の給料を基礎にすべきだという御意見も一部にはございすけれども、退職時に、先ほど先生のおっしゃいましたように、給与を上げる団体もございすし、その上げ幅にもかなりいろいろな問題もございすし、上げておられないところもございすし、その辺の均衡というのが非常にむずかしくなっております。退職時に上げるのと上げないところとの均衡の問題、さらにはわれわれが一つ大きな問題と考えておりますのは、厚生年金が総報酬の平均になっております。こちらのほうで退職前三年、これとの均衡もございまして、現在でも厚生年金等と比べてまして共済のほうで有利でございますが、さら

にそれが有利になっていく。年金間のバランスという問題もございすし、さらには掛け金、財源率の計算の問題からいいますと、退職時にすることによって掛け金の率が上がっていく可能性も出てくるんじゃないかということ等も考えて、退職前三か年間の給与の平均額というのが一応いまのところは定着した額ではないだろうか、定着した方法ではないだろうかという気がいたしております。

○山本(明)政府委員 この点はいろいろ他の給付との関連もあろうかと思っておりますけれども、やはりどこかの制度が先行する必要があるんじゃないか。そのことによりましていゆる退職年金、社会保険といえますけれども、社会保障的な性格を持つ退職年金を有利に配慮してやる。特に老後の保障なども問題になっているときでもありますので、このことも必要ではないだろうか。ことに公務員給与の場合には民間給与とスライドするということ、むしろ公務員の場合は逆に民間にあと追いつくというふうになるわけでありまして、こういう問題については比較的有利に私は配慮すべきじゃないかということで御検討願いたいと思っております。

次に、共済給付を受ける遺族の要件が今度は緩和せられまして、配偶者の場合は無条件で給付を受けられるということになったわけでありまして、その他の遺族につきましても、ちょっと聞き漏らしたわけでありまして、省令ですかあるいは政令ですかで有利な配慮をするというふうな御答弁があったように記憶しておりますが、いわゆる配偶者以外の遺族に対する配慮についてお聞かせ願いたいと思っております。

○山本(明)政府委員 配偶者だけは今回は法律ではっきり何らの制限もなしに遺族にするようにしたわけでございます。その他の者につきましましては、主として組合員の収入により生計を維持しておるといふ条件があるわけございまして、それを政令で一応認定の基準をつくっております。その中で、現在のところ問題でございすのは、所

得制限につきまして十七万七千円といういわゆる給与法上の扶養手当の対象となる被扶養者の制限、上限がございす。これを、十七万七千円ではきょう日にかにも非常に少ない感じがいたしますので、ちょうど所得税法上の扶養控除の対象の場合に上限が三十一万七千五百円というのがございす。そこで上げれば、何か一つの基準がないと、それだけ簡単に四十万とか五十万といきましても、上線を十七万七千円から三十一万七千五百円まで上げるといふことをひとつ考えております。

それからもう一つは、従来は扶養の五〇%以上を本人が持つということになっておったわけでございます。それを今回は扶養の中心になるという考え方ができないか。三人おられますときに、長男が四〇%、次男が三〇%、三男が三〇%という場合は、従来でございすすと、それは五〇%をこえてないからだめだ。しかし、それはおかしいではないか。実際はその長男が中心になっておるじゃないか。その方の遺族への扶養関係というのは認めてもいいじゃないか。これを扶養の中心となっておる者というにして、そういう場合も救済すべきである、対象にすべきであらうということ、大体大蔵省とも話はいたしました。そういうふうななかで措置をしていきたい、拡大をしていきたい、このように考えております。いざれ政令をもちましてこれを出したいと思っております。

○山本(明)政府委員 そういたしますと、中心になっておるといふことは、出し合っておるうちで最も多額のものを負担しておる者が組合員である場合は、その遺族の点については配慮する、こういうことになるわけですね。

それから次に、遺族年金の場合に、配偶者が五〇%ということに現行ではなっておりますね。これは相当古い恩給時代から五〇%、こうなっております。今日核家族という時代になかなか子供にめんどうを見てもらえないという

きに、老夫婦が残された。いまの年金で、在職中に相当高額でない限りは、老夫婦が年金で生活できるといふ時代ではないと私は思うのであります。そのときに御主人がなくなつたという場合に、一人減つたから半額でもいいじゃないかという考え方は、昔の古い時代には確かにそのことは言える。半額になつて年金をもらひあつては子供めんどどうも受けながら十分老後の生活が保障されるということでは言えると思つておりますが、いまの時代は昔の時代とは相当変わつてきていゝのではないかと思つております。この五〇%というのはやはり率を高めるべきではないか。一人減つたから半額というわけにはまいらぬのではないかという感じがいたすわけでありまして、これらがある程度まで増額するといふふうな話し合ひはなされておりましたらどうか。

○山本(明)政府委員 先生のおっしゃいましたように、遺族年金の支給額が退職年金の半分だという問題につきましましては、必ずしも十分であるとは言えないという感じもいたすすけれども、七割がいいのか八割がいいのかということになりまして、これまた的確な数字もございせん。もし五割を若干七割とか八割に上げることになりますと、当然に今度は財源率のほうにもはね返つてまいります。非常に多方面に影響があるわけでございます。これは社会保障制度全般の問題としてやはり検討すべき問題ではあるかと思つております。直ちにこれを上げるという方向でただいまのところ話をしておるということではございません。かなり全般に影響する問題でございすので、慎重な配慮をすべきである、このように私は考えております。

○山本(明)政府委員 同じ遺族年金の問題でありますけれども、遺族年金を受ける該当事者がいないという場合に、多年掛け金をかけてそれを期待しながら、老後を期待しながら公務に精励したという場合、そういう方の年金の該当事者がいないという場合で、いわばかけ捨てになるわけですね。これら

を救済する意味で、ある程度まで生計の維持に關係がない場合でも、いわば当然生計の維持に關係のあった場合にはもらえるであろうという遺族に對して、私は年金がなくても、遺族一時金を支給するという制度は、これは配慮すべきではないか、かように考えるわけですが、この点はどうか、かようにお考えですか。

○山本(明)政府委員 なるほどかけ捨てになるという事例も私はあるとは思いますが、この共済制度が、組合員それから組合員の扶養關係にある家族の相互扶助の關係から成立してあるものでございまして、真に扶養關係にない者に、かけ捨てになるからといって、これをそういう關係の方に給付をするということは、社会保険制度の趣旨からどうであろうかという気もするわけでございます。その辺のところは、気持ちもよくわかりませうけれども、全体として考えますときに、やはり何らかの意味で組合員あるいはその扶養關係にある者というものを取り上げて考えるべきものでありまして、検討は今後することにしたしまして、われわれとしては現段階としてはそこまで手を広げられない。また社会保険制度の本旨から照らしてどうであろうかという気がするわけでありませう。

○山本(弥)委員 該当しないということは、いろいろな意味におきましていまの社会情勢の関連もありませんので、私は一がいに該当しないからといって、それらに對する一時金としての配慮をしないということ、やはり故人との関連からいっても、ある程度までどういふ問題も検討していい問題ではなからうか。年金でないまでも、一時金として身近な遺族の方に、その後の問題については当然考えなければならぬ問題がいろいろ死後に残されておられるわけでありませうので、それらの点も合わせて将来の検討事項として検討願いたい、かように考えております。

なお、健保改正で当然配慮されると思うのでありますけれども、退職者についての短期給付の特例については、現在は療養給付の支給開始後五年

間は療養の給付を受けることができる、こういうことになっておりますが、退職後に療養を必要とするという場合がよくあると思うのであります。この場合にある期間を限って、また退職者の勤務年限等も配慮しながら、退職後ある期間療養給付を受ける配慮をすべきである、かように考えますが、今回の健保の改正はそういうこととこちらのほうに当然はね返ってくるわけですね。

○山本(明)政府委員 これも昨年から御意見がございまして、われわれといたしましても検討しておいたところでございます。退職後二、三年あるいは五年くらいまでの間の人の罹病率が非常に多いということ、何とかできないだろうかという検討はいたしております。今回健保の改正によりまして、健保法との関連におきまして、向こうの附則で、ただいま申しました退職後の関係の方々の医療給付につきましては、改正案の中に入れてございまして、そちらのほうで措置を願おう。向こうで改正になりますれば、当然こちらの共済のほうで実施ができるという姿にいたしておるわけでございます。

○山本(弥)委員 それから、すでにくどくどお話も出た問題であります。専従者の問題ですね。これはおそろく私どもといたしましては強く要請をしなければならぬ問題の一つなのですが、山口委員が、いわゆる退職後役員というところで組合員に關係する以上は、長期給付はもとより、短期給付を受けられるような配慮をすべきではないかという質問もなすつておられるわけですが、いろいろ身分上の関係もございませうけれども、退職後であつても、やはり当該地方公共団体の職員と一体としての組合運営に専従しておられるわけでありませうので、短期給付についてはこれは十分配慮して至当ではなからうか、私はかように考えるわけでありませう。これらも、今回の改正には盛り込まれておられませうけれども、次の機会には十分配慮願いたいと思つておりますが、どういふお考えでございませうか。

なお、これに関連いたしました、いろいろ共済の運営に關係のある審議会だとかあるいは地方公務員の共済組合の運営審議会というものの委員の問題であります。これは当然大臣が組合の組合員のうちから任命するといふふうな制度になっておるわけですね。しかし、組合員といひましても、やはり専従が組合の事情を一番よくわかつておるわけです。ですから、そういうのをやはり任命すべきではないか、かように考えるわけでありませう。この二点につきましてお聞かせ願いたいと思つております。

○山本(明)政府委員 第一点の問題でございますが、これは沿革的に見ますと、公務員關係の短期給付というのが健保事業の前にございまして、それが健保制度というのが出てきたときに、健保事業の代行として、本来は健保の中でやるのだけれども、一応先にやっておる、その共済の短期給付制度があるから、これは代行として認めようというふうなことで今日まで続いております。それで、公務員という特殊性に基づいてつくられて当初は差足をし、そういうふうな健康事業の代行として認められておるものでございませう。したがって、現在のところは、公務員の身分を失つた者、公務員以外の者にこの制度を適用しておるといふことではないわけでございます。沿革からいまして、私は、公務員という身分を失つた場合にこの制度の中に残しておくことにつきましては、かなり疑問があるのではないかと気がいたしました。そうして、もしやめられた方は、おそろく国保なり政府管掌健保のほうにそれぞれ行く。その場合に給付の差があるじゃないかと御意見があるいはあるかもしれませうけれども、現にそれは、それぞれの適用を受けておられる職員のつきましては、共済との間に差はあることは事実なんでございまして、そこまで実は現段階においては私は考えておらないのでございませう。

それから二番目の問題は、組合運営審議会なり、それから共済審議会でございますか、ここにございまして、組合代表の方に出てもらつておるわけでございますが、これは職員を代表するものと、職員の方のそういう給与等の改善をしようというので団体の代表という意味で、そういう仕事をしておられますから出てもらつておるのであります。私は、この人たちが専従、いわゆるプロ専といひますか、専従オンリーになつたといひ、これを継続するということについてはやはり問題があるのじゃないか。やはり組合員として出てきて、そこで組合員全体の問題を検討する。この方がやめられましても、組合自体のそれぞれの代表者がおられるわけでございますから、またおかわりになつて出てくるということも私たちはやぶさかでない。要するに、組合というサイドで組合員を代表してこの問題のよりよい改善あるいは民主的な運営に努力をしよう、そういう趣旨で考えておるものでございませうので、組合員の代表は今後やはり組合から出していく気持ちはわれわれは持っております。またそういうふうな現在運営してまいっておりますから、そこまではいいところには広げる気持ちは持っておりませう。

○山本(弥)委員 いや、健保の改正によりまして、共済から、退職して五年間といひますか、何年間といひますか、退職後の療養の場合給付を受けられるという制度もあるわけなんです。ましてやその場合には専従といへども当然該当すると思つております。したがって、組合に關係の深い役員をしておる期間くらいは——退職後の療養給付を一定の期間を制限して受けられるという制度も現にあるわけなんです。役員をしておる期間はやはり短期給付を受けられるという制度があつても必ずしもおかしくはないのじゃないか。むしろ均衡を得ていいのじゃないかという感じがいたしますので、これはそういうふうに一がいに否定なさらぬで、十分検討願いたいと思つております。私は十分均衡を得たものだ、かように考えています。

それから委員の任命も、本来組合員のための委員なのである。それが一番実情のわかつたそういう組合が推薦をして組合のために委員を送らうという場合に、それが役員であるから別に排除する

という必要はないのであって、当然それはよく組合の意思を代表して発言する機会を持ち、また適切な運営に参加できる、むしろ適材であろうか、こう思いますので、これも労働組合に対する認識いかんにもよりますし、その点は十分組合といふものと共済組合員といふものは不即不離のものであるという基本的な考え方を立てば、私は理論だけで割り切るべき問題ではないと考えますので、この点も御配慮願いたいと思っております。

最後に一点、いろいろな変則的な問題で退職一時金の選択制の期限が、男子は切れておりますが、女子の分はことしの五月三十一日まで延期になっております。これが期限が切れるわけでありまして、男子と違って女子の場合は、この点いろいろ利害関係を考えながら選択をするという場合が多いと思うのであります。これは今回の改正でどうしてこの点も少し延ばすというような配慮はなさいませんでしたか。

○山本(明)政府委員 選択の期限につきましては、おっしゃいますように、女子の方が非常に多い率を占めておりますので、今回五十一一年まで延ばそうということに実はしたわけでございます。しかし、これはやはり通算年金の趣旨からいいますと、おかしいのでございますけれども、男の方の受ける率は少のうございませぬ。女の方はやはり早くやめて結婚するとかなるとかという問題等があるろうかと思っております。これは今回のこの法律の中にもうたいまして五十一一年まで延ばすような措置をいたしたわけでございます。

○山本(明)委員 それではこれは五十一一年まで五年間延ばすことに法令改正でなっているわけですね。それはこちらの不勉強でした。

それでは質問を終わります。

○塩川委員長代理 林百郎君。

○林(百)委員 もう問題はほとんど出尽くしてしまっておりますので、だめ押しをするという程度で、同じ問題を時間の範囲内でお聞きしていきたいと思っております。

最初に、掛け金の問題ですけれども、地方公務員の共済組合の掛け金の長期の負担が本俸の四・四％から四・五％、つまり月額五万円の本俸だとしますと、二千二百円から二千五百円になる。これは組合員にとってはやはり非常に重い負担になっていくという声は組合員から強いわけですね。組合員の要求としては、組合員の負担割合を三〇％以下くらいに負担割合にし、使用者が五〇％以上、国が二〇％以上、こういう負担割合を要求していることは御存じだと思っておりますけれども、この国の負担割合を上げるあるいは使用者の負担割合を上げる、そうして組合員の負担割合を下げていくという方向への移行努力、考えはどうなっているのでしょうか。

○山本(明)政府委員 現在の公費負担が百分の十五でございます。厚生年金が百分の二十でございます。当初は厚生年金も百分の十、こちらの共済のほうも百分の十でございます。同じレベルで出ておりますけれども、厚生年金のほうは負担が大きくなっておりますという実態でございます。われわれといたしましては、できますだけこれを百分の二十にいたしたいという努力をいたしております。

〔塩川委員長代理退席、委員長着席〕

ただ、組合の方々と違いますが、その百分の二十のあとに折半にしよう。百分の二十にしますと、あと百分の四十、百分の四十、こういうふうな公費負担の残るところを使用者とそれから組合員で折半をしたいという考えを持っておりますので、ちょっとそこところは関係者の御意見と連うところでございますが、いずれにいたしまして、百分の十五を百分の二十にしたい。そうしてできますだけ組合員の負担の軽減をはかっていきたいという努力は現在一生懸命やっておりますのでございます。

○林(百)委員 その百分の二十を一生懸命にやっております。残りの八十を四十、四十にするという。それで、この年金制度に対する基本的な考え方を自治大臣にちょっとお尋ねしたいのですが、これは国家公務員にも通することですが、公務員の

年金制度が社会保障制度なのかあるいは保険制度でやっていくのかということですね。このことは基本的な重要な問題だと思っておりますけれども、その点についてはどうお考えになっておられるのか、あるいは百歩譲ってどちらにウェイトを置いて考えるべきか、いまの政府の考え方はどうなんですか。

○秋田国務大臣 社会保険という考え方であります。

○林(百)委員 社会保険でなくて社会保障と言えないのですか。どうして保険の上に社会をつけるのですか。社会をつけようと思つて、保険制度と社会保障制度というものは、これはいまま言った負担割合の問題、そのほかのいろいろな問題に響いてくるから、社会保障制度的な方向へ努力をするとかあるいはその方向へウェイトを置くように改善のめどをつけるとか、そういうことはおっしゃれないのでしょうか。

○秋田国務大臣 まだそういうことを政府としては申し上げる段階になっておりません。従来から申し上げておられる基本的な態度をまだ変えるような事態にはなっておりません。

○林(百)委員 その保険制度的なものだということと考えていきますと、給付を引き上げるために、さっき公務員部長も言われましたけれども、公務員部長は国の負担分を上げるように努力すると言いますけれども、一般的に保険制度的な制度として考えるならば、給付を引き上げるといふことになると、それはね返りには掛け金へ来て、掛け金を上げるといふことになってくると思うのです。だから、やはり社会保障制度的な方向へ努力して、国の負担あるいは使用者側の負担を多くして、そして被使用者である公務員の負担を漸減していくという方向へ努力の目を向けるべきではないか、こういうふうに考えますけれども、大臣、どうでしょうか。

○秋田国務大臣 ただいま申し上げたようなことには立っておりませんが、国の負担につきましても、ただいま公務員部長がおっしゃいましたとおり、

百分の十五というものについて二十まで上げた。この点は政府部内の意見の統一がまだ出ておりませんが、自治省といたしましては努力してぜひ実現をはかりたいと考えておられるわけでございます。その点を御了承を得たいと存じます。

○林(百)委員 声が小さくてよくわからないので、次に、スライド制の問題についても各委員から出ておりますね。ところが、このスライド制というものは、今日のように非常にインフレーションで物価が高くなっていく、生活必需品などは年に一割近くも上がっていく。それにつれて賃金のベースアップも民間でも行ないますし、公務員もやるというときに、退職年金が昭和四十四年度末月額に直して平均約三万円くらいだということに私のほうの計算ではなっておりますけれども、この程度では生活ははなはだ困難だと思っておりますので、スライド制については制度として確立し、法制化するように法規で明記するような方向に努力をしていかなければならないと思っております。しかもこのインフレーションによって物価が高騰するというのは、政府の高度経済成長政策というふうな国の政策に起因するものが決定的なものでありますから、スライド制にして国がその負担部分を増加していくという方向でこの問題を解決していくということですね。こういう方向をやはり制度として確立し保障することを、何か法制的にも明記していくという努力をすべきではないかというように思うわけですね。これは一九六一年に世界の労働者がモスクワで集まったときの社会保障憲章の中に、給付は必要に応じて十分であつて、退職金は賃金、物価にスライドさせなければならないこと、憲章にそういうことが書いてあるわけですね。それからわが国の立法の中にも、地方公務員法の厚生福利制度の四十三条には「直接扶養することを目的とするものでなければならぬ。」というようにありますので、これを何か法制的に確立して保障していく、そういう方向の努力はどういうふうにお考

えになつていますか。

○山本(明)政府委員 現在の地方公務員共済組合法の七十四条の二に、一応年金額の改定につきま

にそれを正確に調査した上で——物価が毎年毎年騰貴していくことは間違いないのだから、ただその指数をどうとるかという問題は問題です。しかも責任ある国会で担当大臣がその指数まで出して

とになつております。そこで、われわれがこの問題を取り上げますとき非常にむずかしい問題は、自治体によりましては退職時に五号とか六号とか昇給いたしました

とに物価が一年ごとに非常に激しく上がつていくわけなんです。したがって、賃金もそれに付随して

要因の中に物価あるいは公務員の給与の改定というものが要素として入つてきておるわけでございます。これは、しかし、そのまま物価なり給与が

が、現行法では公共企業体職員等の共済組合と市町村職員共済組合では退職時の賃金になつてお

か。あるところは高くなつてまいり。三号、四号上げてやめてもらつてもよろしいと。三号、四号

七〇％で押えられ、最低保障額は本改正案でもたしか十五万になつていふと思ひます。このよう

わけてございませう。われわれは現在の年金制度調整連絡会議でこの問題を検討しておりますのは

だしく上がつていき、そのために民間も、公務員もそうでありませうけれども、激しい賃上げの戦い

の給与の平均になつております。私のほうの年金のほうは三年平均でございます。これが共済と厚

は、これは検討を要する問題をここに含んでおるのではないかと。そうすると、あなたはずき積み立

○林(百)委員 わかりました。これは物価高の指数については政府自身も、毎年毎年施政方針演説

○山本(明)政府委員 退職時をとつておりますのは、先生もおっしゃいましたように、公企体だけ

○林(百)委員 その点は私と見解が異なつておりますが、将来はやはりこういう高物価の時代、こ

○山本(明)政府委員 まず年金の受給資格期間で

ございませけれども、大体現在の各年金制度は二十年でございませ。船員保険が十五年でございませ。それから船夫、炭鉱関係の方が十五年。いわゆる特殊な業態の方は、これは年金の期間が短くなっておりますけれども、一般的には大体二十年というのが現在の年金の受給資格になって、それで統一されておるわけでありませ。それとの関連、いわゆる現行の社会保険制度との関連という問題が一つございませので、この問題も、言われる意味は私ばかりませけれども、なかなかこれは私のほうの地方公務員の共済だけで措置のできる問題ではないというふうな気がいたしませ。当然それには、先生から先にくぎをさされませましたけれども、やっぱり財源の問題もからませるといふように考えております。

それから加算率の問題につきませても、どうしてもわれわれの共済年金というは厚生年金と常に関連を持って検討をしておりますので、現在でさえも厚生年金よりも共済のほうがいいのが、さらによくなつていく、公務員という特殊性があるだけに、その格差を広げていっていいかどうかという問題も一面には実はあるわけございませ。これも直ちに上げるといふことは困難である、このように考えておるわけございませ。

それから給付の最高限度の制限という問題、これもある一定のところ限度をとめざるを得ないというところから、こういうかっこうでとめていくわけございませ、これも財源との関係におきませ調整になってくるわけでありませ。先ほど先生のおっしゃいました一百万がしというの、おそらくこの共済年金の制度をまるまる受けて二十年ということになりますと、私はそんな低い数字じゃないと思つてございませ。おそらく現在は、従来それぞれございませましたものを引き継ぎ引き継ぎしてきませので、この制度を二十年間経ませすと、そういう低い人は私はおらないのじやないか。現在のところは、これが三十七年に発足いたしておりますから、その前のいろいろなものをつないだり、あれこれつないでおりますからそういうかっこうになるのではないだろうか、このように思つておるのでございませ。そういう低いのは、まるつきりこの共済制度に乗りませると、将来はなくなるのではないかという気がしてゐるのでございませ。

○林(百)委員 時間がありませないので、具体的な数字の検討についてはもうやむを得ません、省きませ。私のほうでは、最低保障額が十五万という規定がありませから、十五万とすれば、月額にすれば一万二千五百円になる、法規にそういう規定がある以上は、そういう事例があるから出ているのだ、こういうふうに思つていま数字を採用したわけです。

それから遺族年金の支給範囲の拡大の問題です。それから支給額の引き上げも関連してくるわけですけれども、遺族年金のほうの最低保障額は、この改正案によりませると十一万五千二百円。これはもしあなたのほうで数字があつたら出してもらつてけつこうですが、私のほうの計算では十一万五千二百円、月一万にも満たないものであつて、これはもう当然の権利者である配偶者、今度は配偶者は主として生計を維持している場合、を除かれたわけですけれども、この配偶者にしてもこの程度のものでございませ。したがつて、こういうわずかな額になるわけでありませ。しかもそれでも子や孫、父母、祖父母等については、主として生計を維持している場合というのがまだついているわけです。ところが、六十三国会での当委員会の附帯決議にもありませよ様に、「遺族給付を受ける遺族の範囲については、実情に即して、すみやかに正措置を講ずること」とありませから、子、孫、父母、祖父母については、遺産相続権者ですから、制限なしに当然一定の額を相続して給付すべきだと私としては思ひませけれども、これらの子、孫、父母、祖父母に対しても、この主として生計を維持している場合というものを漸次排除していく、そうして生涯を公務員として働いた者の当然の権利を相続権者が相続できるように方向へ改善して

いくということも考へられませしょうか。○山本(明)政府委員 今回遺族の拡大を法律の中に、配偶者は所得制限をせず、それからその者につきませても政令で拡大をしようという趣旨は、本委員会で附帯決議がつきませして、できるだけ広げてあげたらどうかという御趣旨に沿つたものでございませ。ただ、所得制限を付しませる場合に、先ほど申し上げました何を基準にするかということになりますと、やはり給与法の扶養家族ではなくて、所得税法の關係で三十七万まで上げていこう、所得の制限もできるだけ高くしていこうという努力をする一方、扶養も何%という、主としてという場合、大体一般的には五〇%という問題になつてまいりませけれども、そういう数字ではなくて、扶養の中心になつておるといふ考へ方でできるだけ拡大をしていこうという趣旨をとつたわけございませ。そこで「主として」ということを抜いてしまつて、扶養家族關係があまりないのにそれを遺族と見ることにつきませしてはいろいろ問題がございませるので、現在のところ、最大の努力をいたしましてこまできたわけございませ。われわれもできませすだけ遺族の範囲は拡大をしていきたいという方針は持つておりますので、今後とも努力をしていきたいと思つております。

○林(百)委員 大臣にちよつとお尋ねませますが、年金に所得税を課するということですが、年金の長期給付は賃金のと払いであるという考へ方から、掛け金徴収時には所得税の対象としなけれども、年金の給付時には所得税を課してゐる。本来この給付額は、老後の生活保障として、老齢者、遺族の生活給としての性格を持つものであつて、課税の対象とするべきものでないよう思つておるわけですけれども、これは課税の対象から除外する。社会的な性格も帯びているものでもありませすしませすので、そういうものに課税するといふのはどうも矛盾していると思つてわけなんです。給付を受ける場合にも課税の対象からこれを

はずすという方向を将来考へるべきだと思ひませが、その点についてはどう考へていませるか、大臣と部長と両方にお聞きしたいと思ひませ。

○秋田(明)政府委員 確かに、年金によつて老後の生活の大きな支柱になるというところは御指摘のとおりでありませ。これに税金を課するのは酷ではないか、その素朴な考へ方はよくわかりませ。私も個人的にそういう感じを抱つてございませが、しかし、ある程度の収入のあるところ課税の対象になるという税務本来の関連からの点もあるし、全体とのバランスもあろうと存じませ。今回の所得税の減税の結果、退職年金だけの収入の場合、夫婦の世帯で年収約七十八万円までは課税をしないという措置等も講じて、この点考へをいたしておるのでございませ。

この問題は、本来税体系の中で詳しく検討するべきものと思つております。この点については今後の検討等の課題であると思つておられますけれども、本来的には大蔵省方面の御意見等も十分聞いてもみたいと思つております。個人的には私も感じを同じゅういたしております。

○林(百)委員 部長どうですか、いまの大臣の答弁は。○山本(明)政府委員 大臣のお答えのとおりであります。○林(百)委員 将来改善する方向へ努力をするのですか。たとえば大蔵省あたりと交渉して、社会保障的な性格を持つておるので、課税の対象からこれをはずす方向へ努力をしていませるか、あるいはするつもりなんですか、それともこれはもうそのままに置つて放置されていませるのですか。○秋田(明)政府委員 政府としてオーソライズされた形において検討云々という段階に立ち至つておられません、個人的には十分研究をしてみたいと思つております。

○林(百)委員 これは大臣、社会保障的な性格を重視するならば、それに対して税金の対象にする

ということはおかしいので、税金は俸給のときにもう源泉課税として取られております。しかし、これは積み立て金だけは除いておきます。積み立て金を俸給を受けるときにはずしておきながら、今度は年金として受ける場合に税金の対象にするというの制度としても一貫しておらない制度だと思えますので、この点は改善のために努力してもらいたい、こういうふうにお考えいただけます。

あと二問、部長と大臣にお聞きしたいのです。組合のほうからも積み立て金の運用について、これはもういろいろな問題が介在しているのですけれども、民主的に運営してもらいたいという声が強いわけですね。改善された努力の点もわれわれ認めますけれども、地方公務員共済年金の積み立て金は昭和四十三年度末で七千六百三十二億円にたしか達しておると思うのですが、この積み立て金の運用は、配分基準法施行規程附則第四條で、現在は、一号資産として、地方公共団体等の起債償還分として使う。二号資産として、共済組合の不動産投資分として使う。これを両方合わせて五〇％。三号資産として、組合員への貸し付け源費分として五〇％、こういうふうになっていくようにあります。積み立て金の性格からして、大部分が組合員の福祉に充たさるべきものだということに私たちは考えているわけですね。社会保障憲章にも、この運用の問題については「社会保障の積立金は、社会保障の充実に優先的につかうこと」という趣旨もありますので、積み立て金の運用については、組合員の自主性と利益に沿って効率的に運用されたいかなければならぬ。そういう意味で、やはり組合員に対する貸し付け原資をもっと増加させてもいいではないかと、いうように思うことが一つと、さらに、貸し付けを受けた場合に、現行は年五分七厘六毛の利息を払っているわけですね。自分の俸給から積み立てた年金を借りるのに利息を年五分七厘六毛も払わなければならないというところは、これはどうも矛盾していると思うのですけれども、この二つの点についてどういうふうにお考えになっていますか。

か。時間があれば、不動産投資分がどういうふうな運用されているか、ここにいろいろ問題もあることもわれわれ知っておりますけれども、時間がありませんのでその点は省きますけれども、もう少し貸し付け原資を増額してもいいではないかと、いうのと、貸し付けについて利息を払うという制度自体についてどう考えているか、この点をお聞きしておきたいと思う。

○山本(明)政府委員 先ほどおっしゃいましたような基準がござりますが、われわれとしては、現在組合員の方は住宅を非常に希望されておられますので、住宅に対する貸し付けが非常に希望されておられますので、その面は最大の努力をしておるわけでございます。ただ五〇％以上ということになりますと、一部にはこの共済組合の責任準備金のうち地方公共団体の負担が入っておりますので、これはやっぱり地方債の面で消化をしていくという方法をとっておりますから、これはあまり上げるということとは現在の段階では困難でございます。しかし、住宅にはできるだけ出してもらいたいというところで、これはもう少し検討させていただきます。負担がございまして、いまのところは、そういう地方負担がございまして、資金ワクもございまして、現行のまま進みますけれども、住宅の希望が強うございまして、検討はしていきたいと思っております。

それから利息につきましては、長期から五分五厘で借りてまいります。したがって、長期自体が将来の年金の準備金でございまして、これのほうからあまり安い利息で借りることができない。五分五厘ということになりますれば、当然に貸し付けの利息が五分七厘六毛でございまして、その程度になってくる。これもできまして下げたおるつもりでございまして、経営の努力をしておりますので、下げたおるということにいたしておりますので、現段階におきましては、これをさらに下げるといふことはちょっと困難ではなからうか、かように考えております。

○林(百)委員 将来やはり組合員の貸し付け原資

分について検討をさらにしていきたいと思っております。それから貸し付け利率の点についても制度としてどうあるべきかということもさらに検討していただきたいと思っております。

最後に、時間が参りましたので、大臣にお尋ねします。これは私が当初から一貫してお聞きしていることですが、公務員の年金制度というものは、恩恵的な制度としての旧憲法時代、天皇制のころの恩給制度の継統ではなくて、どこまでもやはり社会保障的な性格を持つものである、ここにウエイトを置くということをたてまえて、これは貫くべきじゃないかというように私たちが考えているわけですね。そういうことをやはり国が法律としてももう少し明確に規定し確立していかねばならないと考えます。要するに、恩恵的な恩給制度の継統というふうな考え方から、社会保障的なものへ新憲法下では性質を変えていくんだという点を法制的にも明確に確立する必要があるんじゃないか。これは世界労働者の社会保障憲章の中にもはっきり書いてあるわけですね。そしてまた積み立て金は社会保障の充実に優先的に使用される、そういう点にもっと鋭意努力すべきである、要するに、社会保障的な制度だということをもっと法制的にも明確に確立し、ここにウエイトを置くべきじゃないか。そうでないと、保険制度的なものだということになりますと、やはり給付を上げるためにはすぐ掛け金にはね返るといって、すべてが掛け金へはね返ってくるわけですね。そうすると、実際の年金制度、公務員の老後の保障、あるいは短期の場合の保障、不幸な事態の保障としての年金の制度がこわされることになりまして、そういう点についてもっと明確に社会保障的な制度であるということも法制的にも確立すべきだと思っております。大臣のお考えをお聞きして、私の質問を終わります。

○秋田国務大臣 先ほど先生との質疑応答の中にありました社会保障的な意味が社会保障的な意味かという点につきましては私の所論は、共済組合等の運営につきましては社会保障の概念を持って

かなければなるまいという点につきましては、変わっていかないのではありませんが、しかし、旧憲法時代の恩恵というふうな考え方は持っておらないのであります。その意味におきまして、こういう点を修正いたしまして、組合員の老後なりあるいは短期給付の面において、いろいろその福祉をはかっていく点において、合理的な制度及び利益の保全につきまして十分改善を加えてまいりたいと考えております。今後ともその努力は続けたいと存じております。

○林(百)委員 終わります。
○菅委員長 これにて内閣提出にかかる昭和四十二年以後に改定等に関する法律等の一部を改正する法律案に對する質疑は終局いたしました。

○菅委員長 内閣提出にかかる昭和四十二年以後に改定等に関する法律等の一部を改正する法律案に對する質疑は終局いたしました。
昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案に對する修正法律案
案
昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案の「十五万円」を「十八万五千円」に改める。
第八 地方住宅供給公社法(昭和四十年法律第百二十四号)第一条に規定する地方住宅供

給公社

九 地方道路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)第一条に規定する地方道路公社第二百四十四条第四項中「十五万円」を「十八万円」に改める。
第三条のうち、第三百三十一条の改正に関する部分の次に次のように加える。

第四百三十三條第一項第五号中「以下この章において」を「新法第七百七十四條第一項第八号又は第九号に掲げる団体の職員である団体共済組合員にあつては、昭和四十六年十一月一日。以下この章において」に改める。
第三条のうち、第四百三十三條の十五の改正に関する部分の次に次のように加える。

第四百三十三條の二十二第一項中「施行日」を「昭和三十九年十月一日」に改める。
附則第一条ただし書中「第九十三條第二項及び第三項」の下に、「第七百七十四條第一項」を、「第四百三十三條」の下に、「第七百七十四條第一項」を加え、「及び第七百七十四條の十五」を、「第四百三十三條の十五及び第四百三十三條の二十二第一項」に改める。

附則第六條を附則第七條とし、附則第五條第二項中「前條」を「附則第四條」に改め、同條を附則第六條とし、附則第四條の次に次の一條を加える。

(地方住宅供給公社等の復帰希望職員である者に関する経過措置)

第五條 昭和四十六年十月三十一日において地方住宅供給公社又は地方道路公社の職員として在職する者であつて改正後の法第四百四十四條第一項に規定する復帰希望職員であるものが同年十一月一日に改正後の法第九十五條第一項に規定する団体共済組合員となつた場合には、その者は、当該復帰希望職員となつたときにおいて改正後の法第四百四十四條の二第一項に規定する復帰希望職員となつたものとみなし、改正後の法第四百四十四條第一項に規定する公庫等職員であつた間、改正後の法第九十五條第一項に規定す

る団体共済組合員であつたものとみなし、改正後の法第四百四十四條の二の規定を適用する。この場合において、地方公務員共済組合は、改正後の法第四百四十四條第四項において準用する改正後の法第六章の規定により当該復帰希望職員及び公庫等が負担した掛金及び負担金を、政令で定めるところにより、地方団体関係団体職員共済組合に移換しなればならない。

2 前項に規定する者が引き続き改正後の法第九十五條第一項に規定する団体職員として在職しなくなつたとき(引き続き再び地方公務員共済組合の組合員の資格を取得したときを除く)は、改正後の法第十二章の規定の適用については、その者は、改正後の法第四百四十四條第一項に規定する復帰希望職員であつた間、改正後の法第九十五條第一項に規定する団体共済組合員であつたものとみなす。

3 前二項に規定する者に対する改正後の施行法第十三條の二の規定の適用については、その者は、改正後の施行法第四百三十三條第一項第五号に規定する団体共済更新組合員に該当しないものとみなす。

附則に次の三條を加える。

(厚生保険特別会計からの交付金)

第八條 政府は、厚生保険特別会計の積立金のうち、改正後の施行法第四百三十三條の二第一項の規定により団体共済組合員期間に算入されることとなつた地方住宅供給公社又は地方道路公社の職員である団体共済更新組合員(改正後の施行法第四百三十三條第一項第五号に規定する団体共済更新組合員をいう)の厚生年金保険法(昭和二十九年法律第五十五号)による厚生年金保険の被保険者であつた期間に係る部分を、政令で定めるところにより、昭和四十六年十一月一日から二年以内の厚生保険特別会計から地方団体関係団体職員共済組合に交付するものとする。

(厚生保険特別会計法の一部改正)

第九條 厚生保険特別会計法(昭和十九年法律第

十号)の一部を次のように改正する。

第二十三條中「昭和四十二年及び昭和四十三年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律(昭和四十二年法律第五十五号)附則第十二條」を「昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律(昭和四十二年法律第五十五号)附則第十二條、昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律(昭和四十二年法律第五十五号)附則第十二條、昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律(昭和四十二年法律第五十五号)附則第十二條」に改める。

(通算年金通則法の一部改正)

第十條 通算年金通則法(昭和三十六年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

附則に次の一條を加える。

第十二條 前二條の規定は、昭和四十六年十月三十一日において団体(地方公務員等共済組合法第七百七十四條第一項第八号又は第九号に掲げるものに限る)の職員であつた者で同年十一月一日に地方団体関係団体職員共済組合の組合員となつたものについて準用する。

○委員長 此の際、提出者から趣旨の説明を求めます。古屋亨君。

○古屋委員 ただいま議題となりました昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する修正案につきまして、私は自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党を代表して、その提案理由及び内容を御説明申し上げます。案文はお手元に配付してありますので、朗読は省略させていただきます。

まず提案理由について申し上げますと、現在、全国知事会、全国都道府県議会議長会等のいわゆる地方六団体等の職員につきましては、地方公務員の共済組合制度に準じた団体共済組合制度が適用されておりますが、地方住宅供給公社及び地方道路公社の職員につきましてはその職務の性格にかんがみましていわゆる地方六団体の職員と同様

に取り扱うこととしたのであります。

次に修正案の内容について申し上げます。地方住宅供給公社及び地方道路公社の職員に団体共済組合制度を適用することとし、過去における当該公社の在職期間につきましては、これを団体共済組合員期間に通算することとしたしております。

また、これらの通算措置に伴い公社職員の厚生年金の被保険者であつた期間にかかる厚生保険特別会計の積み立て金につきましては、政令で定めるところにより、二年以内に団体共済組合に移換することとしております。

なお、本案は、昭和四十六年十一月一日から施行することとしております。

以上が修正案の提案理由とその内容であります。何とぞ皆さまの御賛同を得まして、すみやかに御可決くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○委員長 内閣提出にかかる昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案を一括して討論に付するものであります。別に討論の申し出もありませんので、直ちに採択いたします。

まず、古屋亨君外三名提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長 起立総員。よつて、古屋亨君外三名提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○委員長 起立総員。よつて、内閣提出にかかる昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部

を改正する法律案は修正議決すべきものと決しました。

○菅委員長 中村弘海君、山口鶴男君、小濱新次君及び吉田之久君から、四派共同をもって、たゞいま修正議決いたしました法律案に対して附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。この際、本動議を議題とし、提出者から趣旨の説明を求めます。中村弘海君。

○中村(弘)委員 私、この際、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党を代表いたしました。昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案に付して附帯決議を付したいと思っております。案文の朗読により趣旨説明にかえさせていただきます。

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、地方公務員共済制度の改善について、特に左の諸点に検討を加え、すみやかにその実現をはかるべきである。

一、遺族年金の支給要件については、他の公的年金制度との均衡を考慮してその緩和措置を講ずること。

二、年金制度施行前における市町村の吏員又は雇傭人であった期間で地方公務員共済制度の施行日に引き続いていないものについては、すみやかに職員期間として組合員期間に通算する措置を講ずること。

三、退職年金等のスライド制については、退職公務員の生活の安定をはかるため、早急にその具体的な運用基準を定め、その実施措置を講ずること。

四、地方議会議員の年金制度については、その健全化をはかるための措置を検討すること。

五、在籍専従期間の満了に伴い公務員の身分を失なつた場合、その者について諸共済制度との関連を考慮しつつ、医療給付の激変をさけるための措置を検討すること。
右決議する。
以上であります。

何とぞ皆さん方の御賛同をお願いいたします。

(拍手)
○菅委員長 本動議を採決いたします。本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]
○菅委員長 起立総員。よつて、中村弘海君外三名提出のごとく附帯決議を付するに決しました。自治大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。秋田自治大臣。

○秋田自治大臣 ただいまの附帯決議につきましては、その実現に困難な点もございますが、御趣旨を尊重して善処してまいりたいと考えております。

○菅委員長 次に、地方自治法の一部を改正する法律案を議題といたします。本案はすでに質疑を終局いたしておりますので、これより討論を行ないます。討論の申し出がありますので、順次これを許します。山本弥之助君。

○山本弥之助委員 私は、日本社会党を代表して、内閣提出の地方自治法の一部を改正する法律案に対し、反対の意を表します。

今回の地方自治法の一部を改正する法律案は、自治省が昭和四十四年以降行政指導してまいりました広域市町村圏構想を強化して、連合という組織のもとに、市町村の共同処理する事務が連合を構成する市町村相互間で相連することがあつても、一部事務組合を結成することができると規定を設けることが中心となっております。

今日、過密・過疎現象に悩まされている市町村は、住民自治のもとにその地域住民の要望にこたえて身近な生活環境の整備につとめ、市町村合併により広がったそれぞれの区域の実情に即した行政サービスを充実することに苦心を払っているものであります。このためには財源の確保を含めて、総合的、長期的市町村計画のもとに行政の推進をはかるべきであります。

この市町村計画を実施するあたりまして、最近の社会経済情勢の変化に伴う住民の日常生活圏の広域化に対応するためにも、隣接市町村との計画の調整の必要もあるもので、自主的に協力し合い、住民の意思とその便益の供与とに十分配慮しながら共同処理を慎重に進めるべきであります。

かりに市町村がその必要に応じ自主的に選択し得る制度があることを否定しないとしても、政府の広域市町村圏を補助金その他の財政援助によりまして画一的にこれを推進していかうとする現状を見ますときに、それぞれ地域的特性を持つ三千有餘の市町村を全国三百四、五十の連合のワラ組みに組み入れてしまふ、本来民主的運営によるのみ発展すべき市町村自治行政に逆行する危険を感ずるのであります。

しかも社会経済情勢はなお流動的であります。これに対応する市町村行政は常に住民との対話が必要であり、その行政事務の能率的運営のための共同処理組織も個別的、弾力的であることがよいと思うのでございます。したがって、連合組織に定型化してしまふことは適当でないと考えるものでございます。

以上の理由により、本法案には賛成しがたいのであります。(拍手)

○菅委員長 小濱新次君。

○小濱委員 私は公明党を代表し、ただいま議題となつております地方自治法の一部を改正する法律案に対する反対討論を行ないます。まず、連合の組織、機構についてであります。本法案によると、連合の議会の議員は管理者または理事を兼ねることができるとなつておりますが、このことは議決機関の議員と執行機関の管理者である理事を兼ねることになつて、議会の

おもな目的である監視及びチェックの役割りを果たすことはきわめて困難になつてくることであるかと。また本制度によりますと、連合の議会の議決をもつて参加団体の協議にかえることになつておりますが、このことは構成団体である議会を無視し、連合の議会の議員に必要以上の権限を与へる結果を招き、また実質的には市町村の形骸化にも通じ、民主主義の本来のあるべき姿から逸脱しようとしており、まことに遺憾のきわみであります。

さらに、関係地方公共団体の議会における少数派の実質的な締め出しにつながるものが十分考えられるのであります。これが反対理由の第一であります。

次に、本法律は住民の意思が十分に反映されないこととあります。この制度によると、連合の議会は参加自治体の代表者が連合の議員になるのであり、そのため住民との距離はますます遠くたつて、住民の意思が十分に反映しないと同時に、従来の一部事務組合制度に比べると、幾つもの仕事を限られた一部の代表者によって運営されることになり、運営の独裁化をも招き、その面からも住民の意思とかけ離れた行政が行なわれるおそれがあるかとあります。これが反対理由の第二であります。

次に、この制度は経済的なメリットと広域的な計画という点を主張しておりますが、この点は必ずしも連合によらなくとも、従来の一部事務組合、協議会制度でも十分に果たせるものと考えられるのであります。広域的な計画については、連合の制度をとるよりも、むしろ協議会の制度によるほうがはるかに理想的と考えられるのであります。また経済性の点については、一部の事業にのみ参加している自治体にとっては負担金等も従来より過酷になるおそれすら考えられ、弱小市町村にとつては問題の多い措置であると考えられるのであります。これが反対理由の第三であります。

最後に、本法案を提出した政府の態度について

であります。これまで政府は、地方開発事業団とか地方行政連絡会議とか、さまざまな機構改革を打ち出してきておりますが、それらの制度の効果が十分に発揮されなかりか、そのほとんどの制度は有名無実化されているのが実情であります。また地方にとつても、次から次へと自治の制度について改正が行なわれるならば、地方は混乱するばかりで、地方自治体の本来の使命である住民福祉の推進に障害を招く結果にもなりかねないのであります。制度、法律というものは、本来国民の中にその必要性が高まって初めて法制化されてこそ本来の趣旨に沿うものであり、決して法律が優先すべきものではないと考えるのであります。

地方自治の健全な育成のため、今後は十二分に地方の実態を把握した上で、制度の改正を行なうべきことを強調して、私の反対討論を終わります。(拍手)

○菅委員長 吉田之久君。
○吉田(之)委員 私は、民社党を代表いたしました。ただいま議題となりました地方自治法の一部改正に対し、反対の意見を申し述べます。
われわれはもとより地方公共団体が当面しております各種の共同処理方式による広域行政体制の推進の必要については認めるところであります。が、今回の法改正による連合方式は、その運用のいかんによっては将来自治体を破壊に導くおそれを多分に含んでおります。

なぜなら、この連合は、その資格は特別地方公共団体という形になります。その運営はあまりにも弾力的であつて、将来どのような異常なものに発展するかもしれない可能性をはらんでいるからであります。しかも、あらゆる類型に分類されなければならぬほど複雑多様なものとして成長する余地を持っており、その歯どめはほとんどないと言わなければなりません。したがって、近き将来、現行の地方自治体の民主的運営は形骸化され、本来の地方議会の権威と機能は希釈され、やがて住民の手の届かないところで重要な計画が独走する懸念が考えられます。他方、複雑化する地

方行政の仕組みは、住民の理解や納得をいよいよ困難なものとなせ、結局、地方自治が住民から遊離するおそれが十分であります。

したがって、当分の間現行法の指導で十分広域行政を進め得ると判断するわが党は、本改正に反対するとともに、今後のさらに慎重な検討に持ち越されることを強く付言いたしまして、意見といたします。(拍手)

○菅委員長 林百郎君。

○林(百)委員 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となっております地方自治法の一部を改正する法律案に対して、反対の討論を行ないます。
第一に、本改正案によって政府が創設しようとする市町村のいわゆる連合は、市町村の自治権、住民の自治権をきわめて露骨にじゅうりんするものであるといつて過言でないと思ひます。

連合において共同処理する事務が関係市町村のすべてに共通する事務でなくとも差しつかえないとするに反して、本来市町村が地域住民の意思を十分に反映して行なうべき住民の日常生活にかかわるすべての事務を、連合が自由に取捨して処理できることを可能といたします。これは政府の主張するように、連合が一部事務組合の単なる一類型などという、一部事務組合の手直しのものではなく、市町村の上に立つ新たな行政機構であることを示すものであります。しかも、連合の共同処理する事務は、規約によって事前の授權をしておけば連合の議決のみによって変更することができるとすることによって、従来、一部事務組合が共同処理する事務の決定、変更には、関係自治体の議会の議決と、それに基づく関係自治体の首長の協議を必要とするとしていた規定を無視し、関係市町村の議会及び住民の監視をあらかじめ封鎖することを意図するものであります。また、連合を構成する一部の自治体のみを共同処理事務について、それらの自治体を代表する議員の議決権にウエイトを置く特別議決の方法の規定は設けられてはおるとはいへ、関係市町村自体の自治権を侵すという性格には何ら本質的に変わり

ないものであります。かかる行政機構の創設には反対せざるを得ないのであります。

第二に、連合は少数者による非民主的、中央集権的な行政を強力に行なう広域行政機構であることとあります。

本改正案では、連合の執行機関である理事あるいは管理者とその議決機関である連合の議会の議員との兼任が許されており、これは従来の一部事務組合について、行政実例によって、不適当であるとされてきた執行機関と議決機関の混同をあえて規定するものであります。このことは、連合の非民主的性質をきわめて明瞭に示すものであり、連合の創設によって地方公務員の団結権、団体交渉権に制限を加えるとともに、このような行政機構が地域住民の意思を十分に尊重した行政を担当し得ないことは明らかであります。これが反対の第二の理由であります。

第三に、連合は地方自治体を中央直結にさせる道を開く行政機構であることは明らかであります。

連合の事務局長の設置及び規約に定める以外の多くの事項については事務局長に委任することを常例とするという規定は、事務局長の地位を天下り人事によって占めることによつて、住民の意思よりも中央の顔色をうかがうという地方政治を行なわさせる危険を十分はらんでおるものであります。このことは今日の政府の行なつてきた多くの実例からして容易に推察できることとあります。このような制度にわれわれは賛成することができません。

第四に、本改正案が憲法に規定する地方自治、住民自治の精神を侵すものであることとあります。

一部事務組合の一類型と称して創設されたこのいわゆる連合は、以上のように市町村の上に立つ新たな、強力な権限を持つ広域的な地方公共団体であるにかかわらず、連合の議会の議員及び執行機関は、一部事務組合の議員と同様、住民によって直接選挙されるものではありません。これは、憲法第九十二条の「地方公共団体の組織及び運営

に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める。同じく憲法第九十三条第二項「地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。」という憲法の精神を明らかにじゅうりんすることになるものであります。

第五に、以上のように市町村の上に立つ非民主的、中央集権的な行政機構の創設を、地方自治の本旨を侵してここに強行しようとする政府の真の意図は、大資本のためのいわゆる新全総に基づく国土再開発を推進するための広域行政機構を創設して、そのために桎梏となる市町村の自治そのもの、住民の自治そのものを破壊することによつて、財界方面が強く要求しておる道州制への土台を築くことにもなります。

以上のごとく、本改正案は地方自治のためにとうてい容認することのできないものであり、わが党は政府のかかる意図に反対いたします。

一言付言しておきますが、わが党は、広域的な行政については、あくまでも住民参加のもとに關係自治体が民主的に協議して決定し、推進していくべきであることを主張いたします。また、一部事務組合については、組合議員の定数を増加して、会議の運営、組合管理の民主化をはかり、事業計画、予算、決算などを関係住民に公開して運営すべきことを主張するものであります。

以上をもつて、本改正案に対するわが党の反対討論といたします。

○菅委員長 これにて討論は終局いたしました。採決いたします。

○菅委員長 賛成の諸君の起立を求めます。採決いたします。

○菅委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

おはかりいたします。
ただいま議決いたしました両法律案に対する委員報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○菅委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○菅委員長 次回は、来たる十九日、水曜日、午前十時から理事会、十時三十分から委員会を開くこととし、本日は、これにて散会いたします。
午後零時三十一分散会